

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構空港アクセス鉄道等整備事業費補助取扱要領

平成15年10月1日 機構規程第124号
(改正 平成17年3月31日 機構規程第90号)
(改正 平成20年4月1日 機構規程第4号)
(改正 令和3年3月22日 機構規程第62号)

第1 通則

空港アクセス鉄道等整備事業費補助（以下「補助金」という。）の取扱いについては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号。以下「機構法」という。）及び同法施行令（平成15年政令第293号。以下「機構法施行令」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

第2 目的

この取扱要領は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）から交付する補助金について、補助の対象、補助金に係る申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

第3 定義

1. この取扱要領において「空港アクセス鉄道」とは、主として空港（空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港をいう。）の利用者の利用のために建設され、又はその施設を変更される鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供される鉄道をいう。）又は軌道（軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道をいう。）をいう。
2. この取扱要領において「ニュータウン鉄道」とは、主としてニュータウン（新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業又は土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地地区画整理事業により開発され、又は造成される市街地をいう。）の居住者の利用のために建設される鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供される鉄道をいう。）又は軌道（軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道をいう。）をいう。
3. この取扱要領において「空港アクセス鉄道等」とは、空港アクセス鉄道及びニュータウン鉄道をいう。
4. この取扱要領において「空港アクセス鉄道等事業者」とは、空港アクセス鉄道等事業を営む地方公共団体及び準公営をいう。
5. この取扱要領において「準公営」とは、空港アクセス鉄道等事業を営む事業主体であって地方公共団体からの出資を受けている者をいう。

第4 交付の対象等

機構は、空港アクセス鉄道等事業者がその建設及び施設の変更に必要な経費を負担する空港アクセス鉄道等であって、あらかじめ当該路線の全部又は一部の許可又は特許に際して補助対象として選定された路線（以下「補助対象路線」という。）の新線建設及び当該新線に接続する既設線の施設の変更であって当該新線と一体となって空港アクセス鉄道等としての機能を果たすための工事に必要な経費、並びに空港アクセス鉄道等事業者の経営する路線の耐震補強及び駅施設の大規模改良を目的とした工事に必要な経費のうち、補助金交付の対象として機構が認める経費（以下「補助対象整備事業費」という。）について、予算の範囲内において次に掲げる者に対し補助金を交付するものとする。

- 一 空港アクセス鉄道等事業を営む地方公共団体
- 二 準公営に対して、相当の反対給付を受けないで交付する給付金で当該申請に係る補助金をその財源の一部とするもの（以下「間接補助金」という。）を交付しようとする地方公共団体

第5 補助対象整備事業費の額

補助対象整備事業費の額は、空港アクセス鉄道等事業者が許可又は特許取得後において補助対象路線の新線建設及び当該新線に接続する既設線の施設の変更並びに営業開始後の耐震補強及び駅施設の大規模改良工事を目的とした事業に対して、各々の事業年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）において支出した費用の合計額から総係費及び建設仮勘定利子に相当する額を控除して得た額に次に掲げる率を乗じて算出した額とする。

- 一 平成9年度以前に補助対象路線として選定された路線については、102%の90%に95%
- 二 平成10年度以降に補助対象路線として選定された路線については、80%

第6 補助金額

1. 機構が交付する空港アクセス鉄道の整備に係る事業に対する補助金の総額は、第4の一に掲げる者についてはその補助対象整備事業費の額の、第4の二に掲げる者については準公営の補助対象整備事業費の額のそれぞれ18%（国土交通大臣が定める事業にあつては1/3）に相当する金額を限度とする。

なお、地方公共団体もこれと同額を負担する。

2. 1. の補助金は、建設した事業年度に交付するものとし、補助率は、18%（国土交通大臣が定める事業にあつては1/3）とする。
3. 機構が交付するニュータウン鉄道の整備に係る事業に対する補助金の総額は、第4の一に掲げる者についてはその補助対象整備事業費の額の、第4の二に掲げる者については準公営の補助対象整備事業費の額のそれぞれ15%に相当する金額を限度とする。

なお、地方公共団体もこれと同額を負担する。

4. 3. の補助金は、建設した事業年度に交付するものとし、補助率は、15%とする。
5. 補助金の交付の対象となる事業の譲渡及び譲受があつた場合において、前各項の規定により譲渡及び譲受前に間接補助事業者（第4に掲げるものをいう。以下同じ。）であつた者に

交付すべき補助金で未交付のものがあるときは、これを前各項の規定の例により譲渡及び譲受後に間接補助事業者となる者に交付する。

第7 交付の申請

補助金の交付の申請をしようとする者は、空港アクセス鉄道等整備事業費補助交付申請書（第1号様式）に当該申請に係る空港アクセス鉄道等整備事業費見込表（第2号様式）を添付して、すみやかに機構に提出しなければならない。

第8 補助金の交付決定及び通知

機構は、第7による申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、空港アクセス鉄道等整備事業費補助の交付決定通知書（第4の一に掲げる地方公共団体については、第4号様式。第4の二に掲げる地方公共団体については、第5号様式。）により補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

第9 交付決定の変更の申請

補助金の交付の決定を受けた第4に掲げる地方公共団体は、当該補助金の交付決定の変更を受けようとするときは、空港アクセス鉄道等整備事業費補助交付決定変更申請書（第6号様式）を機構に提出しなければならない。

第10 交付決定の変更及び通知

機構は、第9に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、空港アクセス鉄道等整備事業費補助の交付決定変更通知書（第7号様式）により補助金の交付決定の変更を申請した者に通知するものとする。

第11 申請の取下げ

交付決定を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、機構が指定する期日までにその旨を記載した書面を機構に提出しなければならない。

第12 補助金の交付の条件

1. 次に掲げる事項は、機構が第4の一に掲げる地方公共団体に係る補助金の交付を決定する場合に付する条件となるものとする。
 - 一 機構法、機構法施行令及びこの取扱要領に従わなければならないこと。
 - 二 補助対象路線の営業を開始した日の属する事業年度の初日から起算して10年以内の事業年度において空港アクセス鉄道等事業につき利益を生じた場合は、その翌事業年度において、その利益の額の4分の1に相当する金額（当該補助金の交付前に交付を受けた補助金について機構を通じて国に納付すべきときは、その納付すべき額を控除した残額）を、交付を受けた補助金の総額に達するまで機構を通じて国に納付しなければならないこと。
 - 三 補助対象路線の営業を開始した年の翌年から10年間、毎年6月10日までに前年の4月1日から始まる事業年度の空港アクセス鉄道等事業利益額計算書（第3号様式）を機構

に提出すること。

ただし、交付を受けた補助金の総額に相当する金額を機構を通じて国に納付したときは、この限りでない。

2. 次に掲げる事項は、機構が第4の二に掲げる地方公共団体に係る補助金の交付を決定する場合に付する条件となるものとする。

- 一 機構法、機構法施行令及びこの取扱要領に従わなければならないこと。
- 二 補助金の交付を受けたときは、直ちに当該補助金の額の2倍に相当する金額の間接補助金を準公営に対して交付しなければならないこと。
- 三 補助対象路線の営業を開始した日の属する事業年度の初日から起算して10年以内の事業年度において準公営の営む空港アクセス鉄道等事業につき利益を生じた場合は、その翌事業年度において、その利益の額の4分の1に相当する金額（当該補助金の交付前に交付を受けた補助金について機構を通じて国に納付すべきときは、その納付すべき額を控除した残額）を、交付を受けた補助金の総額に達するまで機構を通じて国に納付しなければならないこと。

- 四 準公営をして、補助対象路線の営業を開始した年の翌年から10年間、毎年6月10日までに前年の4月1日から始まる事業年度の空港アクセス鉄道等事業利益額計算書を機構に提出すること。

ただし、交付を受けた補助金の総額に相当する金額を機構を通じて国に納付したときは、この限りでない。

- 五 間接補助金の交付を決定する場合に付する条件は、あらかじめ、機構と合意したものでなければならないこと。

3. 補助金の交付の対象となる事業の譲渡及び譲受があった場合において、譲渡及び譲受後に補助事業者（第4に掲げるものをいう。以下同じ。）となる者は、譲渡及び譲受前に補助金の交付を決定する場合に付された条件を順守しなければならないものとする。

ただし、交付を受けた補助金の総額に相当する金額を機構を通じて国に納付したときは、この限りでない。

第13 利益の額の計算

- 1. 第12の1の二及び2の三の利益の額は、収益から費用を控除した残額とする。
- 2. 1. の収益は、営業収益及び営業外収益（特別利益又は繰越利益剰余金増加高若しくは繰越欠損金減少高を含み、国及び地方公共団体からの給付金を除く。）について機構が査定した額の合計額とする。
- 3. 1. の費用は、営業費（法人税、都道府県民税その他の諸税を含む。）及び営業外費用（特別損失又は繰越利益剰余金減少高若しくは繰越欠損金増加高を含む。）について機構が査定した額の合計額とする。
- 4. 空港アクセス鉄道等事業と兼営する他の事業とに関連する収益及び費用のニュータウン鉄道等事業への配賦は、鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号）第20条に定めるところにより、同条の定めのないものは、機構が査定したところによる。

第14 状況報告

1. 補助金の交付の決定を受けた第8に掲げる地方公共団体は、毎四半期の補助対象事業の遂行に関する状況報告書（第8号様式）を毎四半期終了後10日以内に機構に提出しなければならない。
2. 前項にかかわらず、機構の要求があった場合には、すみやかに状況報告書を機構に提出しなければならない。

第15 実績報告

補助金の交付決定を受けた第8に掲げる地方公共団体は、補助金の交付決定に係る空港アクセス鉄道等整備事業完了実績報告書（第9号様式）を当該補助金の交付の対象となる事業の完了後1月を経過した日又は当該補助金の交付決定を受けた日の属する事業年度の翌年度の4月10日のうちいずれか早い日までに機構に提出しなければならない。

ただし、補助事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の4月20日までに空港アクセス鉄道等整備事業年度終了実績報告書（第10号様式）を機構に提出しなければならない。

第16 補助金の額の確定及び通知

機構は、第15に基づく完了実績報告があった場合には、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、所要の手続きのうえ、交付すべき補助金の額を確定し、空港アクセス鉄道等整備事業費補助の額の確定通知書（第11号様式）により補助金の交付の決定を受けた第8に掲げる地方公共団体に通知するものとする。

第17 概算払の請求

補助金の交付決定を受けた者は、機構から補助金の概算払を受けようとするときは、空港アクセス鉄道等整備事業費補助概算払請求書（第12号様式）を機構に提出しなければならない。

第18 事業の中止等

補助金の交付の対象となる事業の中止、廃止若しくは譲渡及び譲受又は当該事業の内容の変更を行おうとする場合は、機構の承認を受けなければならない。

第19 財産の処分の制限

空港アクセス鉄道等事業者は、補助金により取得し又は効用の増加した財産について、国土交通大臣が別に定める期間を経過するまでは機構の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ただし、交付を受けた補助金の総額に相当する金額を機構を通じて国に納付したときは、この限りではない。

第20 補助金に関する整理

1. 空港アクセス鉄道等事業者は、補助対象事業に係る補助金について収入及び支出に関する

帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2. 空港アクセス鉄道等事業者は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

附則（平成15年10月1日機構規程第124号）

1. この取扱要領は、平成15年10月1日から施行する。
2. 平成8年度以前に補助対象路線として選定された路線については、第5中、「事業に対して」とあるのは「工事又は資産（車両を含む。）の取得後の」と、「総係費及び建設仮勘定利子に相当する額を控除して得た額に次に掲げる率を乗じて算出した額とする。
 - 一 平成9年度以前に補助対象路線として選定された路線については、102%の90%に95%
 - 二 平成10年度以降に補助対象路線として選定された路線については、80%とあるのは「間接費用（測量監督費、総係費及び建設利子をいう。）を控除して得た額の90%に相当する額とする。」と、第6第1項中、「18%に相当する金額」とあるのは「18%のうち、ニュータウン鉄道等整備事業費補助交付要綱附則（平成12年3月29日鉄財第74号）第2項に基づき6年間に分割して交付するものとされた「補助第1年度3%」に相当する金額」と、また第6第2項中、「18%」とあるのは「3%」と読み替えて適用するものとする。
3. 平成13年度以前に補助対象路線として選定された路線に係る補助金は、第6 1. の規定にかかわらず、第4の一に掲げる者についてはその補助対象整備事業費の額の、第4の二に掲げる者については準公営又は都市基盤整備公団の補助対象整備事業費の額のそれぞれ18%に相当する金額を限度とする。
4. 3. の補助金の補助率は、第6 2. の規定にかかわらず、18%とする。

附則（平成17年3月31日 機構規程第90号）

この取扱要領の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

附則（改正 平成20年4月1日 機構規程第4号）

1. この取扱要領の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。
2. この取扱要領の一部改正前に、改正前のニュータウン鉄道等整備事業費補助取扱要領の規程により交付決定がなされた補助金は、本取扱要領による交付決定がなされたものとみなす。
3. 平成15年10月1日付け機構規程第124号附則2. 二の規程中「ニュータウン」とあるのは「空港アクセス」と読み替えるものとする。
4. 平成15年10月1日付け機構規程第124号附則3. 二の規程中、「第6 1.」とあるのは「第6 3.」と4. の規程中、「第6 2.」とあるのは「第6 4.」と読み替えるものとする。

附則（令和3年3月22日 機構規程第62号）

この取扱要領の一部改正は、令和3年3月22日から施行する。

第 1 号様式

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構理事長 殿

住 所
名 称

空港アクセス鉄道等整備事業費補助交付申請書

補助金 の営む空港アクセス鉄道等事業に係る 年度空港アクセス鉄道等整備事業費
円を交付されるよう、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構空港アクセ
ス鉄道等整備事業費補助取扱要領第 7 の規定により申請します。

空港アクセス鉄道等整備事業費見込表

年度		
区 分	金 額	備 考
土 地	円	
建 物		
線路設備		
軌 道		
土 工		
橋りょう		
トンネル		
排水設備		
線路諸設備		
停車場設備		
電路設備		
通信設備		
電気保安設備		
電力線設備		
諸構築物		
車 両		
機械装置		
工具・器具・備品		
．．．．．		
地上権		
電話施設利用権		
測量監督費		
建設利子		
．．．．．		
計		

(注) 補助金の交付の申請をしようとする年の4月1日から始まる事業年度について作成しなければならない。

空港アクセス鉄道等事業利益額計算書

年度 線

収 益		費 用	
科 目	金 額	科 目	金 額
営業収益	円	営業費	円
旅客運輸収入		運送費	
貨物運輸収入		旅客誘致費	
鉄道線路使用料収入		厚生福利施設費	
鉄道線路譲渡収入		一般管理費	
運輸雑収		諸税	
		減価償却費	
計		計	
営業外収益		営業外費用	
受取利息		支払利息	
受取配当金		企業債利息	
固定資産売却益		固定資産売却損	
.....			
計		計	
合 計		合 計	

差引利益額

番 号
年 月 日

殿

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構理事長

空港アクセス鉄道等整備事業費補助の交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった 年度空港アクセス鉄道等整備事業費補助
については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構空港アクセス鉄道等整備事業費補助取
扱要領（以下「取扱要領」という。）第8の規定により、下記のとおり交付することを決定したの
で、同要領第8の規定により通知する。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付け申請に係る空港アクセス鉄道等事
業とする。
2. 補助金の額は次のとおりである。
補助金の額 金 円
3. 補助条件は次のとおりである。
 - (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）及
び同法施行令（平成15年政令第293号）並びに取扱要領に従わなければならない
こと。
 - (2) 補助対象路線の営業を開始した日の属する事業年度の初日から起算して10年以内
の事業年度において空港アクセス鉄道等事業につき利益を生じた場合は、その翌事業年度に
おいて、その利益の額の4分の1に相当する金額（当該補助金の交付前に交付を受けた補助
金について国に納付すべきときは、その納付すべき額を控除した残額）を、交付を受けた補
助金の総額に達するまで機構を通じて国に納付しなければならないこと。
 - (3) 補助対象路線の営業を開始した年の翌年から10年間、毎年6月10日までに前年
の4月1日から始まる事業年度の空港アクセス鉄道等事業利益額計算書を機構に提出するこ
と。
ただし、交付を受けた補助金の総額に相当する金額を機構を通じて国に納付したときは、
この限りでない。
4. この補助金の交付決定の内容又は条件に不服のある場合における取扱要領第11の規定による
申請の取下げができる期間は 年 月 日とする。

番 号
年 月 日

殿

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構理事長

空港アクセス鉄道等整備事業費補助の交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった 年度空港アクセス鉄道等整備事業費補助
については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構空港アクセス鉄道等整備事業費補助取
扱要領（以下「取扱要領」という。）第8の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、
取扱要領第8の規定により通知する。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日付け申請に係る空港アクセス鉄道等事業とする。
2. 補助金の額は次のとおりである。
補助金の額 金 円
3. 補助条件は次のとおりである。
 - 1 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）及び同法施行令（平成15年政令第293号）並びに取扱要領に従わなければならないこと。
 - 2 補助金の交付を受けたときは、直ちに当該補助金の額の2倍に相当する金額の間接補助金を準公営に対して交付しなければならないこと。
 - 3 補助対象路線の営業を開始した日の属する事業年度の初日から起算して10年以内の事業年度において準公営の営む空港アクセス鉄道等事業につき利益を生じた場合は、その翌事業年度において、その利益の額の4分の1に相当する金額（当該補助金の交付前に交付を受けた補助金について機構を通じて国に納付すべきときは、その納付すべき額を控除した残額）を、交付を受けた補助金の総額に相当する金額に達するまで機構を通じて国に納付しなければならないこと。
 - 4 準公営をして、補助対象路線の営業を開始した年の翌年から10年間、毎年6月10日までに前年の4月1日から始まる事業年度の空港アクセス鉄道等事業利益額計算書を機構に提出させなければならないこと。
ただし、交付を受けた補助金の総額に相当する金額を機構を通じて国に納付したときは、この限りではない。
 - 5 間接補助金の交付を決定する場合に付する条件は、あらかじめ、機構と合意したものでなければならないこと。
4. この補助金の交付決定の内容又は条件に不服のある場合における取扱要領第11の規定による申請の取下げができる期間は 年 月 日とする。

第6号様式

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構理事長 殿

住 所
名 称

空港アクセス鉄道等整備事業費補助交付決定変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知があった の営む空港
アクセス鉄道等事業に係る 年度空港アクセス鉄道等整備事業費補助について補助金の交付決定
の変更を受けたいので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構空港アクセス鉄道等整備事業
費補助取扱要領第9の規定により、申請します。

記

- 1. 変更を必要とする理由
- 2. 補助金の額

交付決定変更申請額 円
交 付 決 定 済 額 円
増 減 額 円

- 3. 整備事業費の区分並びに区分ごとの配分

区 分	交付決定時整備事業費見込額	今回整備事業費見込額	増 減 額	備 考
土 地	円	円	円	
建 物				
線路設備				
軌 道				
土 工				
橋りょう				
トンネル				
排水設備				
線路諸設備				
停車場設備				
電路設備				
通信設備				
電気保安設備				
電力線設備				
諸構築物				
車 両				
機械装置				
工具・器具・備品				
.....				
地上権				
電話施設利用権				
測量監督費				
建設利子				
.....				
計				

番 号
年 月 日

殿

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構理事長

空港アクセス鉄道等整備事業費補助の交付決定変更通知書

年 月 日付けをもって交付決定額の変更申請のあった 年度空港アクセス鉄道等整備事業費補助については、下記のとおり交付の決定を変更したので通知する。

記

1. 補助金の額	交付決定変更額	円
	交付決定済額	円
	増 減 額	円

2. 整備事業費の区分並びに区分ごとの配分は、変更申請のあったとおりとする。

第8号様式

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構理事長 殿

住 所
名 称

年度空港アクセス鉄道等補助対象整備事業費（第 四半期、年度終了）状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定を受けました 年度空港アクセス鉄道等補助対象建設工事（第 四半期、年度終了）の実績について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構空港アクセス鉄道等整備事業費補助取扱要領第14の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定額 円
2. 工事実績 円
(進捗率 %)
3. 工事の内容
(別紙1) 年度空港アクセス鉄道等補助対象建設工事
(第 四半期、年度終了) 実施概要説明書
(別紙2) 年度空港アクセス鉄道等補助対象建設工事
(第 四半期、年度終了) 実績報告書
(別紙3) 年度空港アクセス鉄道等補助対象建設工事
(第 四半期、年度終了) 実績概要図書
(別紙4) 年度空港アクセス鉄道等補助対象建設工事
(第 四半期、年度終了) 工事行程及び進捗率表

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構理事長 殿

住 所
名 称

空港アクセス鉄道等整備事業完了実績報告書

の営む空港アクセス鉄道等事業に係る 年度空港アクセス鉄道等整備事業
の完了の実績は、金 円であることを、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機
構空港アクセス鉄道等整備事業費補助取扱要領第15の規定により報告します。

整備事業費の区分並びに区分ごとの配分

区 分	金 額	備 考
土 地	円	
建 物		
線路設備		
軌 道		
土 工		
橋りょう		
トンネル		
排水設備		
線路諸設備		
停車場設備		
電路設備		
通信設備		
電気保安設備		
電力線設備		
諸構築物		
車 両		
機械装置		
工具・器具・備品		
．．．．．		
地上権		
電話施設利用権		
測量監督費		
建設利子		
．．．．．		
計		

(注) 土地の備考欄については、控除金額を記入のこと。

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構理事長 殿

住 所
名 称

空港アクセス鉄道等整備事業年度終了実績報告書

の営む空港アクセス鉄道等事業に係る 年度空港アクセス鉄道等整備事業
の年度終了の実績は、金 円であることを、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支
援機構空港アクセス鉄道等整備事業費補助取扱要領第15の規定により報告します。

整備事業費の区分並びに区分ごとの配分

区 分	金 額	備 考
土 地	円	
建 物		
線路設備		
軌 道		
土 工		
橋りょう		
トンネル		
排水設備		
線路諸設備		
停車場設備		
電路設備		
通信設備		
電気保安設備		
電力線設備		
諸構築物		
車 両		
機械装置		
工具・器具・備品		
.....		
地上権		
電話施設利用権		
測量監督費		
建設利子		
.....		
計		

(注) 土地の備考欄については、控除金額を記入のこと。

番 号
年 月 日

殿

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構理事長

空港アクセス鉄道等整備事業費補助の額の確定通知書

年 月 日付けをもって実績報告のあった 年度空港アクセス鉄道等整備事業費
補助については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構空港アクセス鉄道等整備事業費補
助取扱要領第 1 6 の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

確定補助金

円

